

別表（第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具				
管の加工用の 機械器具				
接合用の機械 器具				
水圧 テストポンプ				
その他の 機械器具				

別表（第 18 条関係）

（指定の基準）

第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第 12 条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

機 械 器 具 調 書

令和〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	VP・PP GP用	2本	
	カッター	〃	各1丁	
	ステンレス切断工具	〃	1ケ	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	大・小	各1台	
	やすり		2ケ	
	面取り器	VP・PP用	2ケ	
接合用の機械 器具	トーチランプ		1台	
	パイプレンチ	25・35・45 cm	各2丁	
	モンキースパナ	25・37.5 cm	各2丁	
水圧 テストポンプ	水圧テストポンプ	圧力 2.5MPa 電動	1台	
その他の 機械器具				

別表（第 18 条関係）

（指定の基準）

第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第 12 条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ 第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者